

## 第8章 教員組織

### 【評価基準】

#### 8-1 教員の資格と評価

##### 8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

##### 解釈指針8-1-1-1

教員は、その担当する科目の専門分野について、理論と実務を架橋する会計専門教育を行うために、最近5年間における教育上又は研究上の業績を有していること。

##### 解釈指針8-1-2-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

### 【現状説明】

[8-1-1] 規模と教員との相応性について

定員 160 名（2 学年合計定員）に対する教員の数と内容は次のとおりである。

必置基準教員数 12 名に対して専任教員数 14 名（2017 年 1 月以降）である。このうち必置実務家教員は必置基準 3 ないし 4 名のところを 4 名で構成する（ただし、このうち 2 名はみなし専任）。定員に対して十分な教員が置かれている。

### 【専任教員の配置】

	総数	研究者教員	実務家教員
財務会計論系	5	3	2 (※1)
管理会計論系	4	3 (※2)	1
監査論系	3	2	1
租税法系	2	2	0
企業法系	2	1	1
会計関連科目群	0	0	0
合計（9 月まで）	16	11	5
合計（12 月まで）	15	10	5
合計（1 月以降）	14	10	4

※1. 実務家教員のうち 1 名は 12 月に退職

※2. 研究者教員のうち 1 名（助教）は 9 月に退職

## 【自己評価】

本研究科のカリキュラム、定員に応じ、教育上必要な教員が、十分置かれていると評価することができる。なお、2015年度自己点検評価報告書を外部評価していただいた委員のうち、1名の方から、「定員ではなく実際の在籍学生数と比較した上で、適切か又は過剰/過小かという評価をするべき」とのコメントをいただいたが、教員数の適切性については定員と比較して評価することが適切である。

## 【今後の課題】

現在の状況を維持していくことが重要である。

## 【評価基準】

### 8-1-2

**基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。**

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

### 解釈指針8-1-2-2

専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

### 解釈指針8-1-2-3

専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する教員の数に算入することができない。ただし、平成26年度以降、一専攻に限り、算入できるものとする。

### 解釈指針8-1-2-4

基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準8-1-2に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

## 【現状説明】

### [8-1-2] 専任教員の指導能力について

本研究科の科目分野は、財務会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営系、その他に分かれる。それぞれの専門分野を担当する教員及びその経験、業績等の指導能力の詳細は、青山学院ホームページの中の「教員紹介」情報及び教員の職歴一覧表に記載の通りである。

### (1)教育・研究上の業績

各教員の担当科目、専門分野、略歴、最終学位、所属学会、関連分野、長期研究テーマ、短期研究テーマ、社会的活動及び研究業績について、本学ホームページ、パンフレット等において公表し、開示している。

### (2)学外での活動

学外での公的活動及び社会貢献活動も本学ホームページ、パンフレット等において公表されている。例えば、政府、政府関係機関、NPO 法人等における活動、各種関連学会における活動等が公表されている。

### 【自己評価】

本研究科の教員は、教育上または研究上の業績等、教職歴および実務歴、理論と実務を架橋するに必要な高度の教育上の指導能力を有すると認められる。また、その内容が、自己評価の結果の公表を通じて開示されている。

具体的には、それぞれの担当分野における教員は、評価基準 [8-1-2] に定める次の3点（次の（1）～（3））に該当しており、十分な指導能力があると認められる。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

### 【今後の課題】

現在の状況を維持していくことが重要である。

### 【評価基準】

#### 8-1-3

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

### 【現状説明】

[8-1-3] 教員の昇任と教員の能力評価の体制について

#### (1) 教員の人事に関する規則等

教員の任用人事については、発議権と審査権は研究科教授会専決事項である。専任教員の任用については、「青山学院大学専任教員の任用及び昇任に関する規則」、みなし専任については「学校法人青山学院特別任用教員に関する規則」及び「青山学院大学特別任用教員の任用資格、任用手続及び職務等に関する規則」、兼任教員については「青山学院大学非常勤講師に関する規則」、「青山学院大学非常勤講師任用基準及び任用手続に関する細則」及び「青山学院大学専門職大学院実務家兼任教員任用規則」、そして教員資格については「大学院研究科教員の資格認定細則」に規定されている。

#### (2) 教員の昇任、能力評価

教員の資質を教育及び研究の双方の領域で維持向上を図るために、以下の方策をとっている。

#### 1)研究成果の公表の義務付け

専任教員には、少なくとも1年に1論稿を学術雑誌に公表することを義務づけている。これをより実効性あらしめるため、本研究科では紀要『会計プロフェッション』を発行している。2006年3月に第1号を発刊して以来、年1回の刊行を継続しており、2017年3月には第12号を発刊した。いずれの紀要にも専任教員の多くが執筆をした。

#### 2)本研究科主催の研究会開催

兼任教員や兼任教員（非常勤教員）の参加も得て、本研究科主催の研究会を毎年開催している。2016年度は、学外の有識者も招聘して第14回青山学院「会計サミット」を実施した。そのうちのパネル討論会の模様については、2016年10月に刊行した雑誌『Aoyama Accounting Review 青山アカウンティング・レビュー』第6号に掲載している。また、会計プロフェッション研究センター主催の第11回公開シンポジウムも開催した。講演内容については2017年3月発刊の『会計プロフェッション』第12号に掲載している。

#### 3)シラバス、教材開発及び授業マニュアルの整備

これまでFD委員会のもとに教材開発作業部会を設け、カリキュラム開発と共に相応しい教材の開発、作成を行ってきた。出版社協力のもとに他大学の会計専門職大学院をも視野に入れた統一テキスト作成を進めており、すでに20冊の発行を行った。これらのテキストについては、必要に応じて改訂し、授業で活用してきている。教科書、問題集、事例集等については、教育の理念及び教育の方針を具現化した本学独自の教材を、順次作成している。

さらに、2016年度講義からは、2015年度に新たに設置した授業・研修委員会が主体となってシラバスの第三者チェックを行っている。

#### 4)FD

- ①研究科長を委員長としたFD委員会主導のもとにFDを進めており、会計大学院協会主催のFD研修会に積極的に参加するほか、本研究科独自でFD研修を行っている（5-1-1参照）。
- ②研究科の情報メディアセンター運営委員及び情報化推進委員会委員を中心として、学内の情報メディアセンターの協力を得て、研究科内のIT化を進めている。これによりITを利用した教材開発や授業を増加させたいと考えている。
- ③半期ごとの講義すべてについて、それぞれ7月および1月に学生による授業評価アンケートを行っており、その結果を各教員にフィードバックしている。
- ④適宜、専任教員全員を構成員とする拡大FD委員会を開催し、適切なカリキュラムの策定や効果的な教授法について議論し、知識を共有するようにしている。

#### 【自己評価】

##### (1)教員の人事に関する規則等

2016年度は、教員の採用案件は1件もなかった。

##### (2)教員の昇任、能力評価

2016年度は、教員の昇任案件は1件もなかった。

教員の能力を開発するための方策・現状は、次のとおりである。

本研究科紀要『会計プロフェッション』は予定どおり発行され、また、その内容も充実してきている。また教材開発の

面においては、会計大学院テキストシリーズ等の執筆に本研究科の多くの教員が参加しており、出版点数もかなり多い。制度及び基準の変遷に迅速に対応するための改訂も、時宜をはずさずに改訂版の発行につなげてきている。

近年の会計制度をめぐる環境の変化に関連して生ずる諸問題に対応し、教育及び研究の双方に意味のあるインプットをするために、本研究科が毎年開催する「会計サミット」は、学生、学外（実務界及びアカデミズム）のみならず、本研究科の教員のFDの見地からも、非常に重要な意味をもつものである。毎年、活発な議論が交わされていることが、教育の能力向上にもつながっていると考えている。

#### 【今後の課題】

教員の人事に関する規則等の運営、および教員の能力を開発するための方策については、現在の状況を維持し、充実させていくことが重要である。とりわけFDについては、各期ごとに行っている授業アンケートの結果、ならびに2011年に本学の「教育改善・教育プログラム支援制度」プログラムとして採択された「会計専門職大学院教育における実践的教育の展開」プロジェクト（5-1-2参照）において実施した調査結果を参考に、さらに具体的な優れた授業方法及びノウハウを各教員に提供していく方法を考える必要がある。また大学の情報関連設備の改組及び研究科内のIT化に連動した教育方法について検討し各教員で共有することも課題といえる。この点については大学の情報メディアセンター等との連携を図るなど、研究科の範囲を越えた全学的な協力体制の確立も重要となる。

#### 【評価基準】

### 8-2 専任教員の配置と構成

#### 8-2-1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専任教員が置かれていること。

#### 解釈指針8-2-1-1

専任教員は、専門職学位課程たる会計大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

#### 解釈指針8-2-1-2

専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

#### 解釈指針8-2-1-3

会計科目中の3科目（財務会計、管理会計、監査等）については、いずれも専任教員が置かれていること。

#### 解釈指針8-2-1-4

各会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

## 【現状説明】

### [8-2-1] 専任教員の状況について

#### (1)専任性

本研究科 14 名（2017 年 1 月以降）の教員は、すべて本研究科のみの専任の教員である（ただし、2 名のみなし専任を含む）。

#### (2)教授の占める割合

専任教員の 11 名が「教授」である。

#### (3)主要分野の教員

財務会計、管理会計、監査については、本学ホームページ、パンフレット等に掲載されている「教員紹介」に示すとおり、教育経験及び研究業績の豊富な専任教員から構成されており、適切な指導ができる教員が置かれている。

#### (4)基準数を超えて置く教員の数

本研究科の必置基準教員数 12 名であるが、専任教員数 14 名（2017 年 1 月以降）であるので、2 名が基準数に加えて置かれている。専任教員の配置数は、適切でありかつ十分である。下表に見るように設置科目数の約 6 割から 8 割は専任教員によって担当されている。

【教員区分別科目数】

2012 年度		2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度	
区別	科目数								
専任	146	専任	148	専任	155	専任	165	専任	146
兼担	10	兼担	4	兼担	2	兼担	2	兼担	2
兼任	56	兼任	49	兼任	34	兼任	27	兼任	40
合計	212	合計	201	合計	191	合計	194	合計	188

## 【自己評価】

修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数に、同告示に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員は 12 名と計算される。必置実務家教員の数は 3 ないし 4 名と計算され、これに対応して 4 名を置いている。したがって、基準を満たしている。

## 【今後の課題】

現在の状況を維持していくことが重要である。

## 【評価基準】

### 8-2-2

#### 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

##### 解釈指針8-2-2-1

コアカリキュラムとして規定されている基本科目（インターンシップを除く）について、専任教員が置かれていることが望ましい。

##### 解釈指針8-2-2-2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

### 【現状説明】

#### [8-2-2] 専任教員の科目別配置等のバランスについて

本研究科の教育目的を実現するために、バラエティに富む科目を数多く設置し（全110科目、うち前提科目2科目）、本学の理念に適った人材の輩出に努めている。

会計プロフェッション教育の柱となる科目、すなわち会計の専門的知識・技能の修得のため財務会計系、管理会計系及び監査系の科目は62科目と多くの科目の配置をしている。さらに、国際的な専門知識の養成のための科目、IT能力の向上のための科目、実務の現場を体験する科目などを豊富に配置している。また、より高度な知識、技能の定着を確実にし、それを発展させ、自ら思考する能力を養成し、専門職に就いたときに応用できる力を養うために、豊富な数の「演習」、「研究指導」等の科目を配置している。2009年度の必修科目、演習、研究指導は、すべて専任教員が担当してきた。2010年度以降は退職した専任教員の補充任用時期の関係、専任教員の特別研究期間制度の適用、ならびに受講希望者の増加への対応に伴うクラスの分割のため、一部科目を兼任教員が担当している。

#### (1) 本研究科の理念と教員

本研究科の目的である、高度な職業倫理を保有した会計プロフェッションの養成、具体的には、会計理論、法規を理解し応用する力、実践能力、情報処理能力、コミュニケーション能力の高い会計プロフェッションの育成のために、各専門能力を備えた専任教員が配置されている。

ちなみに、専任教員16名のうち、公認会計士資格を有する者5名（2017年1月以降は4名）、その他会計関連業務を所管する省庁勤務経験者3名が含まれる。このように、研究者専任教員の多くは公認会計士資格を有していたり、実務家専任教員の多くは教員歴を有していたり、と教員の経験はバラエティに富んでいる。

#### (2) 年齢構成

本会計プロフェッション研究科の教員の年齢構成は、次のとおりである。高度の専門的知識の教育が十分に確保できることを目的として、経験豊かな教授陣を確保しつつ、若手の教授及び准教授も配置している。なお、本学の定年は、68歳である。

【専任教員の年齢構成（人）】

60歳代	6（うちみなし専任3）
50歳代	3
40歳代	7
合計	16名（9月まで）

【自己評価】

前述(1)のように、各種資格を有する者、会計業界、官公庁等勤務者が数多く配置されている。年齢構成は、ベテランすなわち、経験豊富な教員が多く、しかも、若手もそれなりに配置されている。したがって、本研究科の教育理念に合致した教育を行うことができる教員が適切に、効果的に、バランスが取れた形で配置されているものとする。なお、専任教員の補充時期および専任教員の特別研究期間制度適用という特殊な事情は除き、理想的には必修科目、演習、研究指導をすべて専任教員で担当することが望ましいといえるが、受講希望者の増加への対応と少人数指導の重要性という両面を考慮すると、クラスの分割に伴う兼任教員による担当は次善の方法として適切であったといえる。

【今後の課題】

現在の状況を維持していくことが重要である。

【評価基準】

8-3 研究者教員

8-3-1

**研究者教員(次項8-4-1で規定する実務家教員以外の教員)は、おおむね3年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。**

**解釈指針8-3-1-1**

研究者教員の教育歴については、高等教育機関において専任教員として3年以上の経験を有すること。

**解釈指針8-3-1-2**

研究者教員は、担当する授業科目の分野において、過去5年間一定の研究業績を有すること。

【現状説明】

[8-3-1] 研究者教員が3年以上の教育歴を有し、かつ、高度の研究能力を有する者であることについて

研究者教員の教育歴及び著書数・論文数（全体及び過去5年間について）については以下のとおりである。

【教育歴】

教育歴	人数	備考
30年以上	1名(小倉)	
25年以上	3名(小西、橋本、八田)	
20年以上	3名(近藤、佐藤、町田)	
15年以上	2名(久持、山口)	
10年以上	1名(重田)	
5年以上	1名(小林)	

【著書数・論文数】

教員氏名	専門分野及び関連分野	著書の数	論文の数
小倉 昇 教授	管理会計、環境会計、企業評価	5	61
小西範幸 教授	統合財務報告、非営利会計、中小企業会計	17	53
小林裕明 教授	租税法、税務会計	1	15
近藤 努 助教	会計学、管理会計論	0	2
佐藤正勝 教授	国際租税法、租税法	19	30
重田麻紀子教授	会社法、商法	11	17
橋本 尚 教授	財務会計論、国際会計論	53	89
八田進二 教授	会計監査論、職業倫理	86	167
久持英司 准教授	会計学、財務会計、環境会計	25	22
町田祥弘 教授	監査論、財務会計論	70	193
山口直也 准教授	管理会計、PFI/PPP	10	28
合計		297	677

過去5年間(2012～2016年)

教員氏名	専門分野及び関連分野	著書の数	論文の数
小倉 昇 教授	管理会計、環境会計、企業評価	1	7
小西範幸 教授	統合財務報告、非営利会計、中小企業会計	7	26
小林裕明 教授	租税法、税務会計	0	10
近藤 努 助教	会計学、管理会計論	0	1
佐藤正勝 教授	国際租税法、租税法	3	5
重田麻紀子教授	会社法、商法	5	9
橋本 尚 教授	財務会計論、国際会計論	14	30
八田進二 教授	会計監査論	15	19
久持英司 准教授	会計学、財務会計、環境会計	2	3
町田祥弘 教授	監査論、財務会計論	18	81
山口直也 准教授	管理会計、PFI/PPP	3	10

## 【自己評価】

研究者教員は、全員5年以上の教育歴を有している。また、教授と准教授については、直近5年間の専門分野の著書、論文の業績が複数あり、全員がその専門分野において学会及び学外諸委員を歴任している。よって研究者教員は、教育能力及び研究能力に高度な業績があり、適格性の基準に合致している。

## 【今後の課題】

現在の状況を維持していくことが重要である。

## 【評価基準】

**8-4 実務家教員(実務経験と高度な実務能力を有する教員)****8-4-1**

**基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。**

**解釈指針8-4-1-1**

実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。

**解釈指針8-4-1-2(専任教員以外の者を充てる場合のみ)**

基準8-4-1に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の会計大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

## 【現状説明】

[8-4-1] 専任教員のおおむね3割以上が専攻分野における5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であることについて

## (1) 5年以上の実務経験者

実務家教員5名(専任2名及びみなし専任3名(2017年1月以降は2名))は、すべて実務経験が5年以上の者である。実務経験をより詳細にみると、各々の教員の実務経験は、5年よりはるかに多くの経験(概ね20年近くもしくはそれ以上の経験)を有する者で構成されている。

実務家教員5名の職業会計人としての経験は、次のとおりである。

- A: 企業会計を所管する官庁において企業開示行政事務に従事、企業会計審議会専門委員
- B: 監査法人社員、公認会計士、税理士
- C: 監査法人職員、会計事務所所長、公認会計士、税理士、公認不正検査士
- D: 監査法人代表社員、監査法人理事、公認会計士(12月に退職)
- E: 監査法人職員、会計事務所所長、会計大学院准教授、公認会計士

## (2) 実務家教員とその担当科目

実務家教員 5 名の担当科目は、例えば、次のとおりである。

政府の関係省庁経験者が金融商品取引法、ディスクロージャー制度等の科目を担当し、会計事務所所長経験者かつ教員経験者が会計士実務、事例研究、CSR 等の科目を担当している。これらの担当科目は、それぞれの実務家教育がかつて実務で担当していた領域に属する科目である。

## (3) 専任教員以外の者

みなし専任教員 3 名の担当科目数は、1 名が 12 単位（12 月に退職）、1 名が 16 単位、1 名が 18 単位である。

### 【自己評価】

実務家教員 5 名（専任 2 名及びみなし専任 3 名）は、すべて職業会計人としての実務経験が 5 年以上の者であり、したがって、文部科学省の基準（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」平成 15 年 3 月 31 日文科省告示第 53 号（以下「告示 53 号」という。）第 2 条）を十分に満たしており、かつ、専任教員 14 名（2017 年 1 月以降）のおおむね 3 割が、5 年以上の経験を有しかつ高度な実務能力を有する者であるとの基準も満たしている。

実務家教員の担当科目は、それぞれ各自がかつて実務で担当していた領域に属する科目であり、担当科目と実務経験とは密接に結びついているといえる。

みなし専任教員はいずれも各自、年間 12 単位以上の授業科目を担当しており、「1 年につき 6 単位以上」との基準（告示 53 号第 2 条第 2 項）を十分に満たしている。

### 【今後の課題】

現在の状況を維持していくことが重要である。

## 【評価基準】

### 8-5 専任教員の担当科目の比率

#### 8-5-1

**各会計大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。**

#### 解釈指針 8-5-1-1

教育上必要と認められる授業科目のうち必修科目、選択必修科目、各会計大学院が特に重要と考える授業科目については、その授業のおおむね 7 割以上が、専任教員によって担当されていること。

### 【現状説明】

#### [8-5] 専任教員の担当科目の比率について

本研究科のカリキュラムは、財務会計系、管理会計系、監査系、租税法系、企業法系、経営系及びその他それぞれの専攻（系）に従い多彩にして数多くの科目を設置（全 110 科目、うち前提科目 2 科目）しており、しかもそうした各専門分野の授業については高度の教育上の指導能力を有した専任の研究者教員及び実務家教員が必要十分なる数（必置基準数

12名に対し14名) (2017年1月以降)をもって担当している。

2016年度においては、必修科目8科目(23クラス)については、専任教員が全科目(21クラス)を担当している。演習・研究指導8科目(73クラス)については専任教員が全科目(71クラス)を担当している。選択必修科目(事例研究を含む)については、56科目(61クラス)のうち、専任教員が40科目(44クラス)を担当している。したがって、主要と認められる科目については、科目数では約78%(クラス数では約87)を専任教員が担当している現状にある。

#### 【自己評価】

以上のように本研究科では会計プロフェッション教育の要となる科目に高度の専門的知識・技能を有しあるいは豊かな実務・教育経験を持った専任教員を極めて高い比率で配置されている。これによって本研究科の目指す教育理念と方針に合致した教育を適切、効果的に行うことができる体制が構築されていると評価する。

これら一連の科目群の履修者のクラスサイズは、極めて適切・妥当なものとなっている。さらにまた、会計プロフェッションとして高度な知識・技能を確実に修得し、発展させ、自ら思考する能力を養成し、将来専門職についたときに十分社会要請に応えうる能力を養うべき設置されている「演習」、「研究指導」等の科目については、少人数制のきめ細かな教育が実現されていると考える。

したがって、評価基準を満たしている。

#### 【今後の課題】

2013年度以降の入学者数の大幅な減少に伴い、講義のクラスを分割することなしに適切なクラスサイズを実現できているが、これは望ましい状況ではない。今後は、より多くの入学者を確保しつつ、専任教員の担当科目の比率を維持する必要がある。

#### 【評価基準】

##### 8-6 教員の教育研究環境

###### 8-6-1

**会計大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。**

###### 解釈指針8-6-1-1

各専任教員の授業負担は、会計大学院で少なくとも8単位以上、会計大学院も含む他専攻、他研究科及び学部等(他大学の非常勤を含む。)を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間24単位以下にとどめられていることが望ましい。

#### 【現状説明】

##### [8-6-1] 教員の授業負担について

本研究科における専任教員の授業責任担当時間は、学部、研究科及び他の専門職大学院と同一条件の週10時間(20単位、通年5コマ)となっている。ここでいう教員の授業責任担当コマ数は、規定上は、本学の学部、他研究科、他専門職大学院の授業担当のほか他大学のそれも含むものとされるが、ここでは本研究科の授業負担に限定して述べる。

専任教員の本研究科における2016年度の実際の授業担当コマ数は教員1名平均21単位(このうちみなし専任教員だ

けでは1名平均15単位（助教を除く）である。加えて、専任教員のうち1名（企業法系）については本研究科の科目担当に加え、本学の他学部の授業を12単位担当している。

#### 【自己評価】

専任教員の授業担当数は、現状では評価基準の範囲内にとどまっている。ただし、専門職大学院における講義科目の準備に要する負担は学部の授業に比べてはるかに重く、単純に単位数のみで負担を論じられない。

#### 【今後の課題】

2015年度以降、社会人学生の受け入れを拡充するため、昼夜開講に移行した結果、教員の授業担当コマ数が増加している。今後は、より多くの入学者を確保しつつ、カリキュラムの充実と教員負担の適正化を両立させる必要がある。

#### 【評価基準】

8-6-2

**会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。**

専任教員の処遇に関して定められた規則等

#### 【現状説明】

[8-6-2] 研究専念期間について

青山学院では、専任教員が研究に専念できる学内制度として、在外研究、国内研究及び特別研究期間制度を有しており、これらが教員の研修を支援している。在外研究制度は1年間の長期制度と、3ヶ月以上6ヶ月以内の短期制度があり、研究期間に応じて旅費が支給される。

また、特別研究期間制度は、特別に旅費等の補助はないが、有給のまま1年間または6ヶ月間授業担当及び学内行政を免除されて特定研究課題の研究活動に専念することができる制度である。こうした制度のすべてにつき、本研究科は、毎年度各1名ないし若干名の枠を与えられている。

2010年度、2012年度、2013年度及び2016年度には、専任教員のうち各1名が、国内研究及び特別研究期間制度の適用により、研究活動を行った。

以上の研修制度のほか、全学的な制度として専任教員に対しては、実験調査研究費として一人ずつに教育研究費が支給されている。この研究費は、図書、機器備品、学会出張の旅費、アルバイトへの謝金などに充てることができることになっている。

#### 【自己評価】

設置11年目の創設段階の本研究科としては、学内の研究専念期間制度を利用できる適格条件（2011年度の規定改正前までは特別研究期間制度への応募にあたっては6年以上、本学専任教員として継続勤務している必要があった）を充たしていない専任教員も多く、現在までこの制度は十分には活用されていない。ただし、2011年度の規定改正により、在外

研究、国内研究及び特別研究期間制度への応募はすべて2年以上、本学専任教員として継続勤務したことを必要とする旨、改められた。今後、常に高度の理論的、実務的知識の研鑽に努め、かつ豊かな国際的感性を持続しつつ最先端の会計専門の研究及び実務教育に当たらねばならない専任教員としては、まとまりのある自由な研究時間が制度的に保証されるこれら学内研修制度は極めて意義のあるものとして積極的に利用していくことができるものと考えられる。

#### 【今後の課題】

将来的に、制度利用の適格条件を満たした専任教員は本制度を積極的に活用して自らの研究能力ないし教育活動の質的向上を図るべきであるし、本研究科自体としても教員がそれを最大限利用できるよう早くから教育研究環境体制の確立・整備に努める必要があるであろう。本研究科は専任教員数14名（2017年1月以降）と小規模であるから、1年間にわたって研修のために授業を担当できない場合は、科目によっては研究科の運営に支障を来す可能性がある。教員の研修派遣については長期的・計画的対応も図っていくこととしたい。

#### 【評価基準】

8-6-3

**会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。**

#### 【現状説明】

【8-6-3】 専任教員の教育・研究を支援する事務体制について

青山学院全体の事務職員体制一般については次の第9章において述べる。本研究科に直接かかわる専任職員は主任2名であり、これに研究支援事務助手3名、派遣職員1名を加えた総勢6名の体制（2016年3月現在）で本研究科の全教員の教育研究支援を担当している。このうち特に教員の教育・研究支援にかかわる職員は3名であり、この体制で専任・兼担・兼任の全教員の教材配布物等の複写、図書資料室の図書貸出・検索、合同研究室の管理など教員、学生の双方に関係する職務に従事している。

なお、教育及び研究効果の充実向上を図るための人的補助体制としては、本学でも「TA (Teaching Assistant) 教育補助員」制度があり（「青山学院大学教育補助員規則」1997年7月22日制定）、これが教員の教育研究負担を軽減し、きめ細かな授業を行ううえで有効な制度と評価されている。このTA制度は、学部を対象として設置されたものにとどまり独立専門職大学院に適用される制度とはなっていなかった。しかし、最近、大学上層部において本制度の専門職大学院への拡大化を図る動きがあり、それを受けて、2008年度に、教育補助員規則を準用し、専門職学位課程の開講科目に対するTA任用が認められた。ただし、TAになることのできる者は、博士後期課程学生のみとし、予算は研究科の実験実習費からの支出とすることとされた。2016年度では、TAを任用していない。

#### 【自己評価】

教育・研究支援にかかわる事務体制は充実しているといえる。TA制度についても各開講科目の担当教員からの要望に応じて人数及び業務の配置を年度当初に行っており、各教員の負担軽減に役立っているといえる。

**【今後の課題】**

本研究科の事務スタッフの場合には、本学の他の専門職大学院におけるような特殊な専門的スキルを有した職員（例えば法務研究科のローライブラリアン1名）の配置はなく、この点は将来の長期的な課題の一つといえる。